

資料 3

岩手県告示第 号

公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）第45条の規定により、令和7年度における各実施機関の行政文書等及び法人文書の管理の状況並びに歴史公文書の保存及び利用の状況の概要を次のとおり公表する。

令和8年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 実施機関別のファイル等及び法人文書ファイル等の作成数

実施機関の区分	保存期間別の作成数						
	1 年	3 年	5 年	10 年	30 年	その他	計
知事	6,968	18,486	49,891	10,126	6,705	1,267	93,443
議会	40	89	378	85	85	3	680
教育委員会	4,119	5,823	17,489	1,566	1,336	254	30,587
公安委員会	4	2	4	0	3	2	15
警察本部長	803	448	477	68	54	358	2,208
選挙管理委員会	3	37	190	6	42	3	281
監査委員	38	34	98	14	27	0	211
人事委員会	88	151	222	51	140	0	652
労働委員会	18	43	50	2	12	0	125
収用委員会	4	1	4	3	11	0	23
海区漁業調整委員会	0	55	25	5	8	0	93
内水面漁場管理委員会	5	13	168	5	7	0	198
医療局長	466	1,710	8,231	613	370	29	11,419
企業局長	233	396	728	281	675	29	2,342
公立大学法人岩手県立大学	87	177	757	216	150	169	1,556
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	77	188	293	35	35	6	634
岩手県土地開発公社	1	19	40	58	21	0	139
計	12,789	27,288	77,955	12,825	9,475	1,945	142,277

備考1 「ファイル等」とは、条例第5条第5項に規定するファイル等をいう。以下同じ。

2 「法人文書ファイル等」とは、条例第11条第2項に規定する法人文書ファイル等をいう。以下同じ。

3 保存期間が1年未満のものを除いていること。

2 実施機関別の保存期間が満了したファイル等及び法人文書ファイル等の措置の状況

実施機関の区分	措置の状況	
	保 存	廃 棄
知事	0	57,177
議会	0	330
教育委員会	0	25,558
公安委員会	0	0
警察本部長	0	0
選挙管理委員会	0	186
監査委員	0	120
人事委員会	0	302

労働委員会	0	97
収用委員会	0	5
海区漁業調整委員会	0	81
内水面漁場管理委員会	0	0
医療局長	0	8,679
企業局長	0	0
公立大学法人岩手県立大学	0	1,097
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	0	474
岩手県土地開発公社	0	0
計	0	94,106

備考1 「保存」とは、条例第8条第1項又は第11条第4項の規定により一般の利用に供するための保存の措置を講ずることをいう。

2 「廃棄」は、保存期間が1年未満のものを除いていること。

3 ファイル等及び法人文書ファイル等の紛失及び誤廃棄の件数

事案の内容	件 数
紛失	5
誤廃棄	0

4 実施機関別の歴史公文書の廃棄数及び年度末の保有数

実施機関の区分	廃棄数	年度末の保有数
知事	0	29,958
議会	0	0
教育委員会	0	0
公安委員会	0	0
警察本部長	0	0
選挙管理委員会	0	0
監査委員	0	0
人事委員会	0	0
労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
医療局長	0	0
企業局長	0	0
公立大学法人岩手県立大学	0	0
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	0	0
岩手県土地開発公社	0	0
計	0	29,958

5 実施機関別の歴史公文書の利用請求の件数

実施機関の区分	件 数
知事	57

議会	0
教育委員会	0
公安委員会	0
警察本部長	0
選挙管理委員会	0
監査委員	0
人事委員会	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
医療局長	0
企業局長	0
公立大学法人岩手県立大学	0
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	0
岩手県土地開発公社	0
計	57

6 歴史公文書の利用請求に対する処理の状況

利用請求の件数		計	処理の状況				
前年度からの繰越件数	当該年度中の請求件数						
			全部利用	一部利用	利用制限	取下げ	処理中
0	57	57	34	20	1	0	2

備考 「利用制限」とは、条例第18条第2項の規定により利用請求に係る歴史公文書の全部を利用させないことをいう。

7 実施機関の決定又は不作為に対する審査請求の件数及び処理の状況並びにその概要

該当なし

8 訴訟の状況

該当なし

9 公文書の管理に関する研修の実施状況

実施機関	概 要	実施回数	受講者数
知事	新採用職員研修（4月期）（文書の取扱い①）	2	185
知事	新採用職員研修（10月期）（文書の取扱い②）	2	182
知事	新任担当課長等研修（文書管理について）	3	156
公立大学法人岩手県立大学	一般職員初任科教養（文書の取扱いについて）	1	11

備考 実施機関が知事である研修の受講者数には、他の実施機関の職員を含むものがあること。